

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の概要

令和元年6月28日

山口市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第1項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同条第4項の規定において準用する第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

[illegible]